

736 社会資本整備総合交付金
 (旧 狭あい道路整備等促進事業)

所管省庁等	国土交通省	県担当課等	建築課 建築指導班
事業の種類	①		

1 事業の目的・趣旨

老朽ストックの建替え等の円滑化を図り、狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の整備等を行う。

2 根拠法令等

社会資本整備総合交付金に位置付けられる
 狭あい道路整備等促進事業制度要綱（平成21年4月1日制定）

3 対象事業

狭あい道路の整備等

4 補助対象期間

単年度又は複数年度

5 補助対象経費

狭あい道路の情報整備及び拡幅整備に要する経費

6 財政支援措置（補助率等）

地方公共団体 国1/2以内、民間事業者 国1/3以内

7 事業主体

市町村、民間事業者

8 交付申請・交付決定等のスケジュール

前年度秋に要望、国の内示後に交付申請

9 最近の事例

平成24年度 佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町
 平成25年度 宇都宮市、佐野市、鹿沼市、真岡市、上三川町、益子町
 平成26年度 宇都宮市、佐野市、鹿沼市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町

10 HPアドレス等

なし